

私たちが「あなたの身近な相談者」です 民生委員・児童委員と主任児童委員



- 本庁健康増進課社会福祉係 ☎ (56) 2224
- 総合支所保健福祉課福祉係 ☎ (58) 7071



民生委員・児童委員と主任児童委員に委嘱状交付

12月13日、役場本庁3階会議室において、川根本町民生委員・児童委員と、主任児童委員に就任された方々に杉山町長から委嘱状が交付されました。

民生委員・児童委員と主任児童委員は、皆さんの生活上の悩みごとに対して、親身になって相談を受ける「あなたの身近な相談者」です。

厚生労働大臣及び静岡県知事から委嘱され、民生委員法に基づいて「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要

任期は3年間です

(～平成22年11月30日まで)

今回就任された委員の皆さんは、平成19年12月1日付けで就任された地区担当民生委員・児童委員が32人(定員35人)、主任児童委員が4人(定員4人)です。

まだ委嘱されていない地区担当の民生委員・児童委員もありますが、随時委嘱される予定となっておりますので、委嘱されたところで改めてお知らせします。

なお、委員の任期は平成22年11月30日までの3年間となっております。

接組	筑地宣
大間	波多野 かつ枝
奥泉1～4組・谷畑	森下 升美
大沢・奥泉5～8組(土本除く)	上田 まり子
沢間・土本	大村 勝枝
桑野山・平栗	
洗富小幡	
寺馬	小林 剛
千頭西・千頭東1～4組	木村 宜史
千頭東5～13組	大村 哲男
小長井東部・北部・西部2～3組	松下 君江
小長井南部・中部・西部1組	増山 一男
上岸・前山	山本 政次
田代・柳三	神谷 修史
崎平	根岸 宏之
青部	中村 たかよ
坂京	千澤 文子
元藤川1～11組	梶山 喜久雄
元藤川12～21組	秋元 一夫
水川・尾呂久保	高木 善一

民生委員・児童委員

敬称略

上長尾	酒井 久美
高郷(12組を除く)	池田 敏子
八中・高郷12組	小坂 昌溥
梅高	渥美 富夫
下長尾	榊原 雅年
瀬平	瀧尾 治子
久保尾	西村 巳喜三
久野脇	藤田 正好
地名・塩郷	中島 明男
下泉(小竹を除く)	村松 幸子
志町河内・小竹	前川 静雄
田野口	小川 正雄
徳山1～11組	原田 ゆきゑ
徳山12～17組・21～25組	田森 朗子
徳山18～20組・26～34組	
川根本町全域	太田 瑞枝
	杉山 晴美
	井澤 史子
	大村 美也子

主任児童委員

敬称略

民生委員・児童委員の職務

●民生委員法第14条

1. 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。
2. 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
3. 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
4. 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
5. 社会福祉法に定める福祉に関する事務所、その他の関係行政機関の業務に協力すること。

さらに民生委員・児童委員は、前項の職務を行なうほか、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行なうこととされています。

長い人生経験を経て、地域社会の世話役の立場にある民生委員。児童委員個々の持ち味や、生活の知恵を活かして、これらの活動を進められることが期待されています。

また、その活動にあたっては、個人の秘密保持に十分注意するとともに、その職務上の地位を利用して政治活動は制限されています。